



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー グ ラ ン ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 江 口 久
(コード番号：3294 東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 白 惣 考 史
(TEL. 03-3518-9779)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 25 日開催予定の当社第 26 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

また、改正会社法により、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、変更案第 31 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款一部変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 27 年 6 月 25 日 (木)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以上

【別紙】定款一部変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任及び解任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>4 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、8名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任及び解任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 (現行通り)</p> <p>4 (現行通り)</p> <p>5 <u>当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>6 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 増員により、又は補欠として選任された取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の</p>

現行定款	変更案
<p>了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則) 第28条 (条文省略)</p>	<p>任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 (現行通り) 3 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第23条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の委任) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則) 第29条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額又は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (監査役の員数) 第31条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任及び解任) 第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 <u>監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行通り) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である取締役を除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額又は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程) <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額又は同法第425条に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	<p>(常勤監査等委員) <u>第32条 監査等委員会はその決議により、常勤監査等委員1名を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会) <u>第33条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u> <u>2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第41条、第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第34条、第35条 (現行通り)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第37条～第40条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法 423 条第 1 項の行為に関する監査役の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 40 条各項の定めるところによる。</u></p>

以上